

## 安中市特別業務地区建築条例の一部改正新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正
<p>(建築の制限)</p> <p>第3条 特別業務地区内においては、法に定めるもののほか、次に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が沿道業務施設の維持及び利用を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて、安中市特別業務地区建築審議会の審議を経て許可したときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの(自動車修理工場を除く。)</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(建築の制限)</p> <p>第3条 特別業務地区内においては、法に定めるもののほか、次に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が沿道業務施設の維持及び利用を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて、安中市特別業務地区建築審議会の審議を経て許可したときは、この限りでない。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>